

## 奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書

（記入日） 令和 8 年 8 月 8 日

（宛先） 奈良市長

- ・ 下記の誓約事項をよく読みご理解のうえ、購入者が自署で各欄に記入してください。
- ・ 購入者が未成年や高齢等のため自署が困難な場合は、保護者等による代筆も可能です。その場合、代筆者の氏名・電話番号・購入者との関係を欄外に記載してください。

購入者情報

フリガナ	ナラ タロウ		
氏名	奈良 太郎		
生年月日	1977 年 4 月 1 日	電話番号	000-1111-2222
住所	〒 630-8580 奈良市 二条大路南一丁目 1-1		
購入した家電種別※	○ エアコン ・ 冷蔵庫		

※購入された家電種別を○で囲んでください。奈良市民1人につきエアコン・冷蔵庫それぞれ1台ずつ補助（値引き）の対象となります。それぞれ1台ずつ同時に購入された場合は、両方それぞれ○で囲んでください。

※申請に伴い奈良市に提供された購入者の個人情報については、奈良市情報セキュリティ基本方針に従って利用、保管及び管理されます。

家電販売店において、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金（以下、本補助金という。）相当額の値引きを受けて省エネ家電製品を購入するに当たり、私（購入者）は下記の事項について誓約します。

記

1. 統一省エネルギーラベル3つ星以上で、新品かつ販売価格6万円（税込）以上の省エネ家電製品（エアコン又は冷蔵庫）を本補助金額相当3万円（両方購入した場合は6万円）の値引きを受けて購入しました。
2. 本補助金額相当の値引きを受けて購入した省エネ家電製品は、上記住所に設置します。
3. 本補助金額相当の値引きを受けられるのは、エアコン及び冷蔵庫それぞれ1台までに限られていることを理解しました。  
（例えば、エアコン1台を本補助金額相当3万円の値引きを受けて購入した後は、たとえ異なる家電販売店においてエアコンを購入する場合でも、本補助金額相当3万円の値引きは受けられません。）
4. 同種の家電製品（エアコン又は冷蔵庫）について複数回本補助金額相当の値引きを受けた場合や、本補助金額相当の値引きを受けて購入した家電製品を購入後直ちに転売するなど、不正な目的で本補助制度を活用した事態が判明した場合は、奈良市から本補助金額相当（値引き分）の返還を求められ、それに応じる必要があることを理解しました。

以上

販売店舗使用欄

登録店舗名	〇〇電器奈良店	店舗担当者名	□□ △△
-------	---------	--------	-------

- 購入者から本人確認書類の提示を受け、記入された購入者情報と一致していることを確認した。

- ・ 販売店舗担当者は、購入者の記載内容と本人確認書類を確認のうえ、登録店舗名・担当者名、□に✓を記入してください。